

	地域社会の感染状況
レベル5 <全面的制限>	(非常事態) 兵庫県または大阪府を対象に発令された緊急事態宣言に基づき自治体から本学に休業が要請されている状況であり、深刻な状況と判断されるレベル。
レベル4 <重点的制限>	(避けたいレベル) 兵庫県または大阪府において、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会による感染状況レベルが「レベル4」の水準を上回っており、緊急事態宣言(休業要請を伴わない)が発令されるなど重大な注意を要すると判断されるレベル。
レベル3 <部分的制限>	(警戒・対策を強化すべきレベル) 兵庫県または大阪府において、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会による感染状況レベルが「レベル3」程度の水準となっており、注意を要すると判断されるレベル。
レベル2 <一部制限>	(維持すべきレベル) 兵庫県または大阪府において、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会による感染状況レベルが「レベル3」の水準を下回っており、推移の注視を要すると判断されるレベル。
レベル1 <制限なし>	(感染者低位レベル) 兵庫県または大阪府において、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会による感染状況レベルが「レベル1」を下回る水準となっており、感染が予防・統制可能な状態と判断されるレベル。
緊急措置 <臨時活動停止>	本学内で大規模なクラスター(集団感染)が連続的に発生するなど、濃厚接触者の特定が困難な状況や有効な感染防止策を講じることが困難な状況となった場合は、管轄の保健所の指示に基づき活動停止の範囲・期間等を定めて登校禁止またはキャンパス閉鎖の緊急措置を取る。

※この「活動制限レベル」は、国や自治体の指針変更や感染予防状況の変化に応じて改定することを想定しています。